

低炭素建築物新築等計画認定の申請手数料【R6. 4. 1～】
 (岡山県土木関係手数料徴収条例第2条第1項第97号～100号)

1 一戸建て住宅

適合証等有り： 4,600円

適合証等無し： 34,040円

2 共同住宅等

(1) 建築物全体の申請で共用部分がない場合

(住戸戸数の区分に応じた額 (条例別表第9、別表第10))

戸数	適合証等有り	適合証等無し
1戸のもの	4,600円	34,040円
2戸以上5戸以下のもの	9,300円	68,910円
6戸以上10戸以下のもの	16,040円	97,030円
11戸以上25戸以下のもの	26,680円	135,990円
26戸以上50戸以下のもの	44,780円	195,290円
51戸以上100戸以下のもの	80,260円	281,180円
101戸以上200戸以下のもの	126,790円	380,370円
201戸以上300戸以下のもの	160,530円	498,980円
301戸以上のもの	170,750円	585,900円

(2) 建築物全体の申請で共用部分がある場合

「住戸戸数の区分に応じた額」 + 「共用部分の床面積の合計に応じた額」

(共用部分の床面積の合計に応じた額 (条例別表第11、別表第12))

床面積の合計	適合証等有り	適合証等無し
300㎡以内のもの	9,300円	108,370円
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,680円	179,950円
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,260円	280,160円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,790円	359,920円
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,530円	430,470円
25,000㎡を超えるもの	200,410円	501,030円

3 非住宅建築物

床面積の合計に応じた額

(非住宅建築物の床面積の合計に応じた額 (条例別表第13、別表第14))

床面積の合計	適合証等有り	適合証等無し
300㎡以内のもの	9,300円	240,280円
300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,350円	299,590円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,680円	383,430円
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,260円	546,020円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,790円	670,770円
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,530円	790,400円
25,000㎡を超えるもの	200,410円	901,860円

4 複合建築物

「共同住宅等に係る部分の金額」 + 「非住宅建築物に係る部分の金額」

※適合証等

- ① 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が交付する低炭素建築物の基準に適合することを証する書面
- ② 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書の写し (日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5、6及び7であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6であることを証するものに限る。)

※変更の認定手数料は、新規申請の額の2分の1に相当する額。(100円未満は切り捨て。)